

第3学年 社会科学習指導案

3年2組 男子21名 女子19名 計40名

指導者 早川 晃央

【授業】13:30~14:20 会場 3年2組 (4階)

【協議会】14:35~15:20 会場 マルチ教室 (3階)

1 単元名 私たちと民主政治 ―ジェンダーの視点で見る平等権―

2 単元について

(1) 単元設定の趣旨

この単元は、平成29年告示の中学校学習指導要領の公民的分野の大項目C(1)ア(ア)私たちと政治「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること」を目標としている。

日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とある。しかし、現状はヘイトスピーチや宗教をめぐる対立、LGBTQなど様々な差別が残っている。その中の一つである性差別に関して、日本は1985年に女子差別撤廃条約を批准し、翌86年に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)や99年に男女共同参画社会基本法等の男女平等を目指す法が定められた。

「ジェンダー」という語は、古くは創造・生殖・文法上の性別と同義語として扱われることが多かった。それが第二次世界大戦以降の1950年代から性別役割や表出的な男性性・女性性を指す用語として使われ始めるようになった。また、19世紀以降、世界各地で女性の権利を主張するフェミニズム運動が起こり、国際連合でも1975年を国際婦人年として、以降世界女性会議が5~10年に1度開催されている。それも踏まえ、1980年代には「ジェンダー」という語は、社会的・文化的に構築され、実践される諸側面を指示する概念として定着し、近年では生物学的な性を示す「セックス」に対して、社会的・文化的に形成された性差・性別を表す語句として用いられるようになった。

ジェンダーの問題は、地球規模の問題とされている。SDGs 17の目標の中にも「5 ジェンダー平等を実現しよう」があり、17の目標に関する156のターゲットには「5.1あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。」「5.5政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」といったことが挙げられている。それに関連して、世界経済フォーラムが2006年よりジェンダー・ギャップ(男女格差)指数を発表している。2020年のデータにおける日本の順位は153か国中121位と過去最低を更新する順位であり、世界的にみて、性差別がいまだに残っている国であると言える。ジェンダー・ギャップ指数を測る項目として「経済活動の参加と機会」「教育」「健康と生存」「政治的エンパワーメント」(エンパワーメントとは、社会や組織の中で一人一人が抑圧されることなく、力を付け、大きな影響を与えるようになること。)の4項目が挙げられており、日本は特に「経済活動の参加と機会」「政治的エンパワーメント」が100位を下回るほど性差別が大きい分野であると指摘されている。具体的には、「経済活動の参加と機会」の中の「管理的職業従事者の男女比」や「専門技術職の男女比」、「推定勤労所得の男女比」で男女の差が大きいとされている。また、「政治的エンパワーメント」では「国会議員の男女比」や「閣僚の男女比」で女性の比率が他国に比べ、低いことが分かる。これはすなわち、職場における女性の地位が低いことを表しており、日本国憲法で規定されている男女の本質的平等を実現するための法整備を行う場においても、男性が多数を占めるということを表す。

日本はジェンダーに関して、後進国と言っても過言ではない。また近年、日本における性差別が問題として明るみに出て、社会的な関心が高まっている。その具体例として、2018年、医学系大学が二次試験の小論文試験において、女子学生が不利になる得点調整を行っていたことが明らかになり、社会問題化した。その際、大学は「女性医師は結婚・出産などで離職するケースが多く、現場への負担が大きい」ことを得点調整の理由として挙げており、ジェンダーによる性差が根付いていることが明らかになった。さらに、他大学においても女性を1とした時の男性の合格率が2倍近くある大学が複数あり、親世代の中に「息子は大学まで、娘は短大まで」という性差別があることも指摘されている。これらのことを踏まえ、平成31年度東京大学入学式の祝辞において上野千鶴子は現在の状況を、東京大学の女性入学者が例年2割を超えないことや、東京大学に東京大学生の女子が入れないサークルがあること等を例に出しながら痛烈に批判したこともメディアで取り上げられ

た。

ジェンダーの問題を解消する動きに関して、行政や企業を中心に差別をなくし、男女共同参画社会の実現に向けて様々な積極的差別是正措置（ポジティブアクションやアファーマティブアクションと言われることが多い。）がとられている。例えば、男性の育児休暇取得を推進したり、企業内で女性の意見を取り入れる諮問機関を創設したりする等、多岐にわたる活動が行われている。これは日本に限らず世界全体で行われている。隣国である韓国では国政選挙や地方議会選挙においてクォータ制（割当制）が導入され、各政党の立候補者のうち、選挙区制では30%以上、比例代表制では50%以上を女性にしなければいけないと定められている。これによって女性議員の割合が約3割を超え、日本よりもはるかに高い割合となっている。

このように世界全体で、ジェンダーによる差別を是正しようとする動きがあるにも関わらず、日本では2009年の「新語・流行語大賞」に「女子力」という言葉がノミネートされ、メディアを通してしばしば、「イクメン」「〇〇女子」というようなジェンダーありきと思わざるを得ない言葉が流れてくる。それは企業活動においても同様である。栄養ドリンクのテレビコマーシャルでは、男らしさを強調し、「男はパワーだ」をキャッチコピーとしたり、玩具店の広告では、「ボーイズ人気アイテム」や「ガールズトイ」といった分類がされていたりして、男性性や女性性を取り上げる表現が少なくないことも事実である。

21世紀の情報化社会の中で、生徒は様々な情報に触れながら生活している。本単元では、社会生活の中で、知らず知らずのうちに身に付けた潜在的ジェンダーの意識に目を向けながら、まずは生徒にジェンダーへの問題意識をもたせたい。そして様々な事例を挙げながら依然として人々の意識の中に根強く残るジェンダーによる差別（性差別）をここで取り上げながら、男女の本質的な平等の実現がなされていない現状を学ぶ。法整備等による機会的平等だけでなく、「男は仕事、女は家事」に代表される性別への固定観念をなくす男女の実質的平等が実現する本質的な平等の実現の必要があることを学ばせたい。

（2）生徒の実態

地理・歴史的分野ともに、単元のはじめに「どのような」「どのように」といった基礎的・基本的な社会的事象を確認する学習を行う。それを基に、「なぜ」といった課題に取り組み、原因や仕組み、法則などの概念的知識を獲得する学習を行っている。そして、単元の終わりに「どちらにすべきか」や「最も重要なものは何か」といった課題に取り組み、価値的知識を獲得する学習をしてきた。特に、価値判断する学習では、討論を学習活動に取り入れてきた。その理由は、討論を通して、自分の意見を発言したり、他者の意見を聞いたりすることで、全体での議論を深める過程において、自分の立場との共通点や相違点について比較・分類することが可能であり、異なる視点や価値観に気付くことができるからである。そのため、思考力・判断力・表現力等を育む効果が期待されるからである。

生徒はこれまで地理的分野では、「EUは今後国際競争力を強化すべきか、地域間格差を縮小すべきか」「ブラジルの国会議員の立場で、森林法改正案に賛成か反対か」「Xさん夫婦は新居を過密地域・過疎地域にどちらに建てるべきか」、歴史的分野では、「古代を漢字1文字で表すならば何がよいだろうか」「明治新政府の行ったことの中で、最も効果があったものはどれだろうか」という学習課題で、複数の資料を読み取り、それを根拠として、合理的に判断を行い市民的資質は高まりつつある。また、本単元のまとめとして行う図解については、1年次から主に歴史的分野において各時代を大観する際、時代の特色を図解する活動を行ってきた。図解を行うことで、複数の事象の関係性やつながりが見え、理解しやすいという利点がある。さらに自分の考えを可視化できることで、他者にもスムーズに考えが伝えることができる。本学年の生徒は、日ごろの授業から社会的事象の変化や推移を表す際に図解表現を用いており、多くの生徒が、自分の考えを表すツールとして身に付けている。本単元では、日本国憲法に規定された平等権について、これまでに義務や権利として学習してきた労働におけるジェンダーの問題を事例として扱う。「対立と合意」や「効率と公正」等の既習の概念（現代社会の見方・考え方）を働かせて、機会的平等・実質的平等の両方が実現した本質的平等な社会や労働環境を目指す上での現状や課題を把握させたい。その上で、社会の中で生きていく一人として、将来自分が家庭や地域の中でどのように行動すればよいかについて思考・判断をし、図やことばで表現する活動を通して、本質的平等な社会を目指す態度を身に付け、市民的資質の育成につなげたいと考えている。

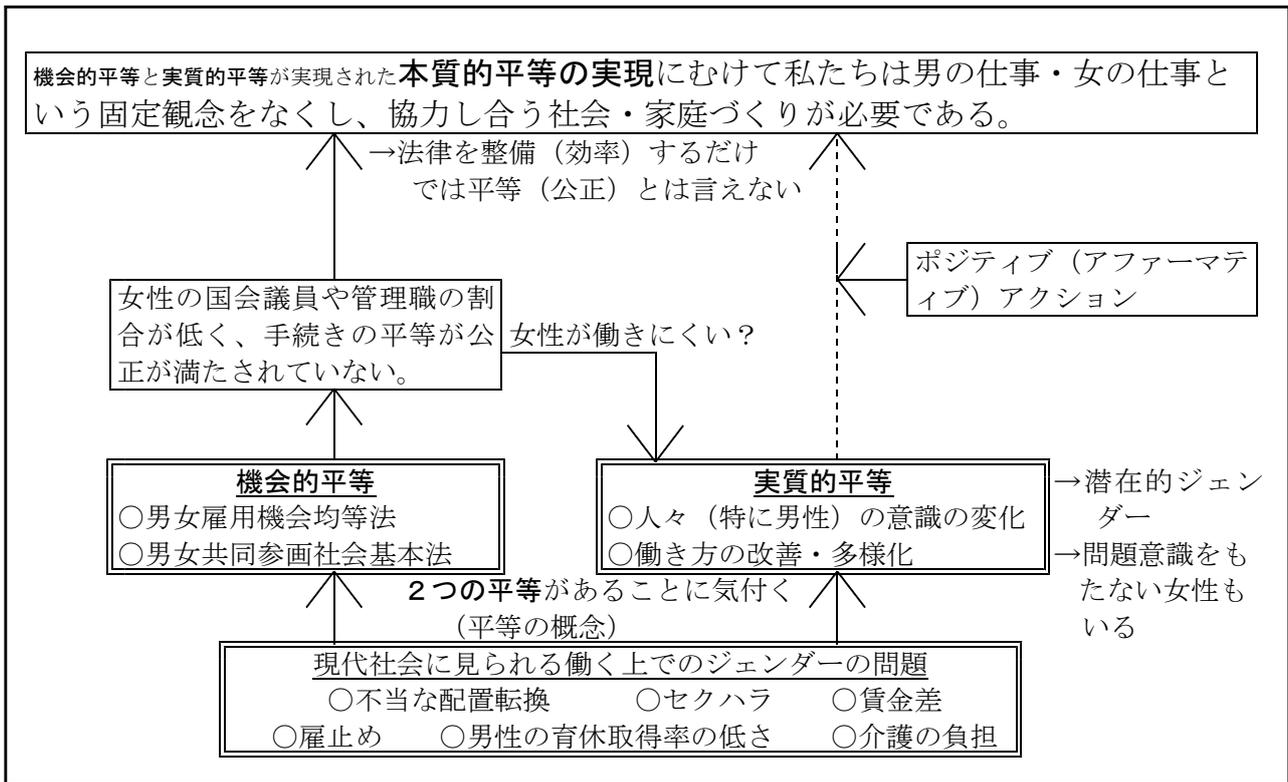
3 「見方・考え方」を働かせ、「深い学び」を実現する授業づくり

(1) 視点① 「深い学び」が実現している状態

本単元では、ジェンダーを事例として、日本国憲法に定められた平等権の学習を行う。第1次で、日本国憲法における平等権の位置づけや意味を学習する。それを踏まえ、第2次では、ランドセルの色や与えられるおもちゃ、トイレのピクトグラムの色等の何気ない日常生活の中で、幼少期から知らず知らずのうちに「男らしさ」「女らしさ」を植え付けられていたことを生徒に気付かせる。さらに第3次では、労働におけるジェンダーの問題を取り上げる。1時間目では、「なぜ法律があるにも関わらず「働くこと」において、男女の平等が実現しないのだろうか」という課題で、女性の賃金が同年代の男性に比べて低いことについて生徒が仮説を立て、複数の資料から法制度や人々の意識などの多面的、男性や女性、雇用主や労働者などの多角的な視点から社会的な課題を中心に思考を深め、その原因を判断・表現する。2時間目では、「働くこと」において、男女の平等を目指すうえで、私たちはどのように行動していくべきだろうか」という課題を設定する。本質的平等の実現のために、実質的平等（人々の意識）に大きな課題があることをに気付いた生徒が、中学3年生という現在の段階で自分たちにできることを個人の問題として捉え、現代社会の見方・考え方を働かせながら思考し、現実的かつ持続可能なものを判断・表現（発表）する。単元のまとめとして、男女の本質的平等を目指すにはどのようなことが必要か、言葉で説明した後、社会的な視点を中心にして図解する活動を取り入れる。

この単元を通して、現代社会の中で主体的に生きる姿勢を養い、将来について男女の本質的な平等が実現された未来への先駆者を目指すという市民的資質の育成を図ろうとするものである。

図1 本単元における「深い学び」の構想図



(2) 視点② 本単元で働かせる「見方・考え方」

次	内容	時	働かせる現代社会の見方・考え方						
			対立と合意	効率と公正	個人の尊重と法の支配	民主主義	協調	分業と交換	持続可能性
第1次	日本国憲法で平等権はどのように規定されているだろうか	1	○	○	○			○	

第2次	ジェンダーとは何だろうか	1	○	○	○	○	○	○
第3次	なぜ法律があるにも関わらず「働くこと」において、男女の平等が実現しないのだろうか	1	○	○	○	○	○	○
	「働くこと」において、男女の平等を目指すうえで、私たちはどのように行動していくべきだろうか	1	○	○	○	○	○	○

4 単元の目標

- 民主主義社会において全ての人間に保障されるべき基本的人権についての理解を深め、機会的平等と実質的平等の両面が実現された両性の本質的平等な社会の実現に向けて、社会全体で目指すべきことと自分自身ができること・すべきことの両面から解決策を見出そうとすることができる。
【主体的に学習に取り組む態度】
- 平等権の実現に向けて、現在も残る差別や男女の本質的平等が実現しない原因や課題を資料から多面的・多角的に考察・判断して、説明する活動を通して、社会全体で目指すべきことや、自分自身ができること・すべきことを思考・判断・表現することができる。
【思考力・判断力・表現力】
- 日本国憲法第14条に規定されている平等権について、国民は法の下に平等であり、人種や性別等においては差別されないことを理解したうえで、男女の本質的平等が実現しない原因やそれについての課題を、資料を適切に調べたり、読み取ったりすることで、機会的平等と実質的平等のどちらも実現しなければ両性の本質的な男女の平等が実現しないことを理解することができる。
【知識及び技能】

5 学習指導過程（全4時間）（平等権に関する部分のみ抜粋）

第1次 日本国憲法で平等権はどのように規定されているだろうか…………… 1時間

第2次 ジェンダーは私たちの生活にどのように関わっているか…………… 1時間

第3次 労働におけるジェンダー…………… 2時間（2/2本時）

- ①なぜ法律があるにも関わらず「働くこと」において、男女の平等が実現しないのだろうか
- ②「働くこと」において、男女の平等を目指すうえで、私たちはどのように行動しなければよいだろうか

	教師による指示・発問	教師と生徒の活動	生徒の反応
第一次 日本国憲法において、平等権はどのように	1 日本国憲法における、平等権とはどのような権利ですか。	T：発問する。 S：答える。	・すべて国民は法の下に平等とされ、等しく生きる権利。
	2 平等権は日本国憲法の第何条でどのように規定されていますか。	T：発問する。 S：答える。	・第13条で個人の尊重、第14条で法の下での平等、第24条で両性の本質的平等、第44条で参政権の平等が規定されている。（個人の尊重と法の支配）
	3 教科書にある求人広告はどのような変化がありますか。	T：発問する。 S：答える。	・以前は「男子」「女子」という書き方がされていたけど、新しい方は、性別による規定はなくなった。
	4 それはなぜですか。	T：発問する。 S：答える。	・性別によって職種を分けるのは、差別だから。 ・平等権に違反しているから。
	5 なぜ、それまでは「男子のみ」「女子のみ」という表現が認められていたのですか。	T：発問する。 S：答える。	・男女雇用機会均等法によって、差別をすることが禁止されて

か。			
6 資料以外で、これに関して他に知っていることはありますか？	T: 発問する。 S: 答える。		いなかったから。 ・「保育士」や「看護師」のことを昔は「保母」や「看護婦」と言っていた。
7 2つの職業以外でも知っているものはありますか？	T: 発問する。 S: 答える。		・歴史で習った「バスガール」は「添乗員」や「バスガイド」と言われる。 ・「CA」も昔は「スチュワーデス」と言っていたと母から聞いたことがある。
8 男性でも、それらの職に就く人がいることから、差別となり、女性的な呼び方をしなくなったことを説明する。	T: 説明する。		※スチュワーデスは「女性の給仕係」を意味する。
9 男女の差別以外でも、現在では、障害をもった人を必ず雇うことが企業に義務付けられています。それは障害を持つ人への差別だと思いませんか。(→それはなぜですか。)	T: 発問する。 S: 答える。		・差別ではない。(→障害があることで、健常者とできることのちがいがあったり、働く上での負担感も異なるので、それは差別には当たらない。)(効率と公正)
10 それでは、男女で就ける仕事と就けない仕事があるのは差別ですか。	T: 発問する。 S: 答える。		・健常者という視点で見れば同じなので、差別だ。
11 では実際にあった話として、けがをして立てなくなった中学生が、異性の看護師に入浴や排泄の介助を受けたという話があります。自分だったらどうですか？	T: 発問する。 S: 答える。		・同性であっても恥ずかしいのに耐えられない。 ・せめて同性の看護師にしてほしい。
12 11の事例からも差別はいけないと言っても、あったほうがよい違いやなくてはならない違いもありますね。	T: 説明する。		
13 労働に関して、差別を禁止する法律が2つありますが、それは何ですか。	T: 発問する。 S: 答える。		・男女雇用機会均等法。 ・男女共同参画社会基本法
14 この2つの法律を中心に、主に労働面においてジェンダーを是正する動きがあることを説明する。	T: 説明する。		
15 3の事例で言うと、どのような事例がジェンダーの問題と言えますか。	T: 発問する。 S: 答える。		・営業の仕事は男子にしかできないこと。 ・女性しか秘書や経理の仕事に就けないこと。
16 3のような事例についてどう思いますか。	T: 発問する。 S: 答える。		・差別でおかしい。 ・職業選択の自由が奪われている。 ・母が女性は給料が低いと言っていて、今もあるのかなと思う。(個人の尊重)
17 歴史で学習したことを、ジェンダーに関する視点で見たら、どのようなことを思い出しますか。	T: 発問する。 S: 答える。		・江戸時代は朱子学が奨励されていて、そこで男尊女卑の考え方が根付いたと学習した。 ・現代でも最近まで、「男は仕事、女は家事」といわれていた。
18 「男は仕事、女は家事」のように性別による仕事の分け方を性別分業と言い、家事に賃金が発生しないことから無償労働(アンペイドワーク)といわれ、最近ま	T: 説明する。		

	<p>で「見えざる労働」だったことを説明する。</p> <p>19 今はおかしいと思う人が多いですが、江戸時代以降、20年ほど前まで当たり前に行われていた男尊女卑の考え方が、是正されていったのか動画を見てみましょう。(NHK for Schoolアクティブ10公民「法律はなぜ必要?」)</p> <p>20 動画を見て、どのように感じましたか。</p> <p>21 平等権は基本的人権を守る上で、根底にあるものです。それでは、次時で、もう少し、詳しくジェンダー(社会的、文化的に形成された男女の差異)について考えましょう。</p>	<p>T: 説明する。</p> <p>T: 発問する。 S: 答える。</p> <p>T: 説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 男女雇用機会均等法制定までを描いた動画を視聴する。 当時の女性たちの並々ならぬ努力が伝わってきた。(対立と合意) 女子差別撤廃条約に批准するためにつくられた法律で、もっと慎重に中身を検討すべきだった。
第二次ジェンダーは私たちの生活にどのように関わっているのだろうか	<p>22 身の回りでジェンダーの問題を感じたことはありますか。</p> <p>23 「男だから」「女だから」と言われたとき、どう思いましたか。</p> <p>24 いつからジェンダーによる差があなたたちに根付いていますか。(予想する)</p> <p>25 どのようにジェンダーの意識が芽生えるかについて、配布する資料からどのようなことが言えますか。(検証する)</p> <p>26 もし、将来の自分の子供や兄弟が、男子で赤、女子で黒のランドセルが欲しいと言ったらどうしますか。→買い与えたとして、子どもが「学校に行きたくない」と言ったらどうしますか。</p> <p>27 世界や日本では、いつ頃から「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という</p>	<p>T: 発問する。 S: 答える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「男子だから泣くな」「女子力をつけろ」と行動が制限される。 制服が男子はズボンで、女子はスカートしかない。 小学校は男女混合名簿だったが、中学校の名簿は男子が先で女子が後になった。 行動が制限されて、悔しかった。 変だと思った。 なんとも思わない。 物心がついたときから。 幼いときから。 2・3歳頃から男らしい、女らしいという感覚をもっている。それが親や先生、友達の影響で、異性っぽいものを拒絶するようになっていく。5歳ころになると完全に意識づけられ、小学校に上がる頃には、ランドセルの色等で、異性らしさを変だと感じるようになっていく。 買い与える。 →差別はよくない。 買い与えない。 →差別はよくないが、周りの目があるから浮いたり、いやな思いをしたりするかもしれない。 よくわからない。 (資料から読み取って)

	<p>感覚が生まれたと思いますか。 →資料を配布して、確かめましょう。</p> <p>28 この感覚（ジェンダーを当たり前とする感覚）は、これまで当たり前とされてきました。前時の動画で、登場した企業では、女性は何歳で退職するきまりでしたか。</p> <p>29 そのため、日本ではどのような法律がつけられましたか。</p> <p>30 ジェンダーに関して、SDGsの目標の1つになっています。ジェンダーの問題に関する世界から見た日本の立ち位置がわかる資料を配布する（ジェンダーギャップ指数等）。この資料からどのようなことが読み取れますか。</p> <p>31 次回、労働に関するジェンダーの問題を取り上げることを予告する。</p>	<p>T：発問する。 S：答える。</p> <p>T：発問する。 S：答える。</p> <p>T：発問する。 S：答える。</p> <p>T：説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパで、産業革命以降広まった感覚が、世界に広がり、日本では戦後人々の間に色を通してジェンダーの認識が広がった。 ・30歳。 ・男女雇用機会均等法 ・男女共同参画社会基本法 ・日本は男女の格差がとても大きい後進国といえる。 ・先進国の中で、ジェンダーの指標で見ると日本は最下位だ。 ・様々な場面で、男性ばかりが目立っていると考えられる。
<p>第三次 なぜ法律があるにも関わらず「働くこと」において男女の平等が実現しないのだろうか</p>	<p>32 性別賃金のグラフから、男女の賃金について、どのようなことがいえますか。</p> <p>33 前時では、男女の平等を目指すために、何という法律をつつけられましたか。</p> <p>34 なぜ法律があるにも関わらず、「働くこと」において、男女の賃金に差があるのですか。</p> <p>35 配布する資料からどのようなことが読み取れますか。 【配布資料】 内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために 他</p> <p>36 次時は、本時で読み取った内容を発表するところから始めることを告げる。</p>	<p>T：発問する。 S：答える。</p> <p>T：発問する。 S：答える。</p> <p>T：発問する。 S：仮説を立てる。</p> <p>T：発問する。 S：資料を読み取り、考えをまとめる。</p> <p>T：説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最も差が大きい50代前半の男女の賃金に年間約150万円の差が生まれる。 ・60歳までに男女では、賃金の上がり方が異なる。 ・女性は30代以降、ほとんど変わらない。 ・男女雇用機会均等法 ・男女共同参画社会基本法 【仮説①】 ・女性は出産や育児をする間、休職するから。 【仮説②】 ・女性は結婚後、非正規雇用（パート等）にシフトする人がいるから。 【仮説③】 ・いまだに、女性は結婚や出産を機に離職するという社会の見方が強い。 【仮説④】 ・男性が育児休業を取得しづらい環境があるから。 ・6（2）展開を参照
<p>第3次2時間目は、6（2）展開参照</p>			

6 本時の学習（全4／4時間）

(1) 指導目標

- ・ 労働環境に関して、男女の本質的平等が実現していないことについて、女性の政治参加が進んでいないことや結婚・出産を機に離職する女性が少なくない等のことを資料から多面的・多角的に考察し、機会的平等と実質的平等の両方を実現した本質的平等を目指さなければいけないことを気付かせる。 【思考力・判断力・表現力】
- ・ 現代社会の見方・考え方を働かせ、労働問題から男女の本質的平等の実現に向けた取り組みを考察し、表現する活動を通して、よりよい社会の実現に向けて、本時の学びを生かし、今後、男女平等の社会の実現に向けて主体的かつ粘り強く生きる意欲を高めさせる。 【主体的に学習に取り組む態度】

(2) 展開

学習活動と予想される生徒の反応	指導上の留意点
<p>1 前時に立てた仮説をもとに、資料を読み取り、解釈したことを発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いまだに、女性は結婚や出産を機に離職するという社会の見方が強いから本質的平等にならない。 ・ 男性の育児休業取得率が低く、取得日数が少ないから本質的平等にならない。 ・ 男性のDVやセクハラ加害割合が高く、件数が多いから男女が平等である意識を変えなければいけない。 ・ 女性議員や女性管理職の比率や割合が男性に比べて低いから増やす必要がある。 ・ 男女問わず、選挙において男性候補者に優先的に投票する傾向があり、「女性は政治に参加すべきではない」というジェンダー規範を有する有権者が一定数いるから意識の変化が必要だ。 ・ 女性の「出産・育児のため」という非求職割合が高いから女性が現状に不満をもつ必要がある。 ・ 今の働く世代が学生だった頃は、ジェンダーへの意識が低く、ジェンダーの問題に関して十分な教育を受けていないから、問題意識が乏しいからなかなか変化がない。 <p>2 教師の「女性の賃金だけを上げれば解決するのではないか」という発問について思考し、男女どちらかだけを優遇することは、「逆差別」となり、効率はよいが、公正ではないことを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前時に、「なぜ法律があるにもかかわらず、働くことにおいて、男女の平等が実現していないだろうか」の課題で、仮説を立て、資料をもとに、吟味している。 ・ 生徒に発表させた後、どのような見方・考え方を働かせていたかを問い、前時の課題解決のために以下の見方・考え方を働かせていたことを確認する。 見・考：効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義、分業と交換、協調、持続可能性 ・ 法律以外の視点による理由が多く出た場合には、男女平等を目指す法律がすでにある点に着目させ、法律の問題点があるか問う。そして、議員定数が少ないと女性の声が反映されにくいことに気付かせる。 ・ 女性の賃金だけ上げれば解決するのではないかと問い、生徒に思考させることで、逆差別の考え方を説明する。 見・考：効率と公正
<p>「働くこと」において、男女の平等を目指すうえで、私たちはどのように行動していくべきだろうか</p>	
<p>3 現状を、理解したうえで、これから私たちは、どのように行動すればよいか思考して、ワークシートに記入し、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日母親が当たり前のように弁当を作ってくれているけど、それが当たり前でないことを知った。今後、家事を平等に分担しなければいけないから積極的に手伝いをする（効率と公正、個人の尊重） ・ 家庭科の先生が男性であることに驚いていたけど、そのよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由に記述させた後、自分の考えがどの現代社会の見方・考え方を働かせているか、分類するよう指示する。 ・ 「現在のこと」、「就職してからのこと」、「家庭をもってからのこと」等の時系列に沿って、板書する。

うな偏見を自然と持ってしまう自分が怖いと思った。多様性を許容する自分になるべきだ。(協調)

- これまで、特にジェンダーに問題意識をもたずに生活してきたので、これからは身近なジェンダーの問題を敏感に感じ取れるようにしていきたい。(効率と公正)
- 進路学習で、自分が働くことや夢ばかり考えていたけど、将来、家庭をもった時には家事や介護、育児を相手任せにせず、自分もできる範囲で、積極的に関わらなければいけない。(個人の尊重、持続可能性)
- 男女の間で妊娠や出産は女性にしかできない。また、体力面等、一般に男性の方が優れている部分もある。男女のちがいで、あってよいこととあってはいけないことを話し合ったり、見極めたりすることが本質的平等の実現に欠かせないことであるから、今のうちに家族などと話し合いたい。(効率と公正、個人の尊重、分業と交換、民主主義、)
- 近年、ブラック企業という言葉がニュースでよく耳にする。自分が、就職するときに様々な企業を選ぶ視点があるが、給与や休みの日数だけでなく、ジェンダーという視点でもブラックではない企業を選びたい。(個人の尊重と法の支配、持続可能性)

- 4 学習のまとめとして、男女の平等を実現するために、どのようなことが必要かをワークシートに記入して、発表する。
- 男女の平等を実現するためには、法整備を中心として、機会的平等を定めることだけでなく、人々の意識を変化させ、男女の偏見をなくす実質的平等の実現が必要である。この2つの平等が実現した時に、男女の本質的平等が実現する。

- 生徒の意見を板書する際に、生徒が分類した現代社会の見方・考え方による分類と、時系列の2つの観点でまとめることで、多面的・多角的な思考を促す。
- 男女をそれぞれ指名することで聞くことで、これから平等に向けて男子がしていくべきことと、女子がしていくべきことを明確にする。
- 考えが浅い生徒には、個人でできることの例として、富山市が実施する「男女共同参画社会づくり作文コンクール」の入選作を補足資料として提示して、生活経験等を想起させる。
- 体力的な面等のセックスによる部分を指摘した生徒がいた場合は、セックスとジェンダーの違いを全体で確認する。

見・考：効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義、分業と交換、協調、持続可能性

- 機会的平等と実質的平等の両方に触れる生徒が発表しない場合は、意図的指名を行い、発表させる。
- 単元のまとめの課題として、現状から両性の本質的平等の実現までに必要なことをワークシートに図解するよう指示する。

(3) 学習評価の視点

- 労働環境に関して、男女の本質的平等が実現していないことについて、女性の政治参加が進んでいないことや結婚・出産を機に離職する女性が少なくない等のことを資料から多面的・多角的に考察し、機会的平等と実質的平等の両方を実現した本質的平等を目指さなければいけないことを表現することができたか。【思考力・判断力・表現力】(発言やワークシート等)
- 現代社会の見方・考え方を働かせ、労働問題から男女の本質的平等の実現に向けた取り組みを考察し、表現する活動を通して、よりよい社会の実現に向けて、本時の学びを生かし、今後、男女平等の社会の実現に向けて主体的かつ粘り強く生きる意欲を高めることができたか。【主体的に学習に取り組む態度】(発言やワークシート等)

7 授業観察の視点

- 男女の本質的平等を目指す上で、自分たちができることを考察し、働かせるべき見方・考え方を明確にして発表し合うことは、市民的資質を育成するうえで、有効な手立てであったか。
- 現代社会の見方・考え方を働かせることを生徒に意識させる問いや指示は、深い学びを実現するうえで、有効な手立てであったか。

〔主な参考文献〕

【方法論】

- 富山大学人間発達科学部附属中学校『主体性の高まりをめざして - 課題学習で学校をつくる - 』富山大学出版会、2009年

- ・全国社会科教育学会編『新社会科授業づくりハンドブック』明治図書出版、2015年
- ・山田雅夫『図解力の基本』日本実業出版社、2010年

【内容論】

- ・鹿嶋敬『男と女 変わる力学 -家庭・企業・社会-』岩波新書、1989年
- ・熊沢誠『女性労働と企業社会』岩波文庫、2000年
- ・総務省統計局『就業構造基本調査報告 全国編平成29年』日本統計協会、2018年
- ・内閣府男女共同参画局総務課『共同参画 3・4月号』内閣府、2020年
- ・濱口桂一郎『働く女子の運命』文春新書、2016年
- ・船橋邦子『知っていますか？ジェンダーと人権一問一答』解放出版社、2009年
- ・前田健太郎『女性のいない民主主義』岩波新書、2019年
- ・升野伸子・國分麻里・金玆辰編『女性の視点でつくる社会科授業』学文社、2018年
- ・三木幹子他「小学生、保護者および大学生のランドセルに対する意識と視覚評価」『広島女学院大学生生活科学部紀要』第18号、pp1 - 13
- ・渡邊麻奈美・斎藤周「ジェンダーに敏感な視点を育てる高校公民科の授業」、『群馬大学教育実践研究 第36号』2019年、pp15 - 29
- ・厚生労働省HP「平成30年賃金構造基本統計調査結果の概況」（2020年4月30日閲覧）
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2018/index.html>)
- ・東京大学HP「平成31年度東京大学学部入学式祝辞」（2020年5月4日閲覧）
(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/president/b_message31_03.html)
- ・富山市男女参画・市民協働課HP「小学生向け啓発冊子（男女平等意識を育む啓発リーフレット）」
(2020年10月13日閲覧)
(<https://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/danjyosankakusiminkyodo/danjyobyodokeihatsu.html>)